

大分県動物愛護管理推進計画

— 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして —

大分県生活環境部
食品安全・衛生課

目 次

大分県動物愛護管理推進計画

第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	1
1 大分県動物愛護管理推進計画策定の背景	
2 大分県動物愛護管理推進計画策定の目的	
3 大分県の動物愛護管理の現状及び課題	2
(1) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況	
(2) 犬・ねこの殺処分頭数	4
(3) 犬・ねこに関する苦情・相談	5
ア 犬・ねこに関する苦情・相談件数	
イ 犬に関する苦情・相談内容	
ウ ねこに関する苦情・相談内容	6
(4) 犬の咬傷事故	7
(5) 大分県動物愛護推進員	8
(6) その他の課題	9
4 大分県の基本目標及び数値目標	10
5 計画期間	11
6 対象地域	
7 進行管理及び見直し	
第2章 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項	12
1 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	
(1) 終生飼養の推進、遺棄及び虐待防止	
ア 飼養者の責務	
(ア) 犬・ねこを飼う前に考慮すべきこと	
(イ) 終生飼養	
(ウ) 遺棄、虐待の防止	
(エ) 不妊措置	
(オ) 犬の放し飼いの防止、ねこの室内飼養の推奨	13
イ 県の責務	
(ア) 啓発及び指導、放し飼い犬の収容	
(イ) 犬の引取り手数料の徴収	

(2)	収容した犬の返還の促進	14
(3)	犬・ねこの譲渡の促進	
(4)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底	15
(5)	人と動物の共通感染症その他動物が罹るおそれの高い疾病等の対策	
2	動物による危害や迷惑問題の防止	16
(1)	動物の適正飼養の指導	
(2)	犬のしつけ教室の開催	17
3	所有明示（個体識別）措置の推進	18
(1)	所有明示措置の必要性の啓発	
(2)	個体識別の体制整備	
4	動物取扱業の適正化	19
(1)	登録制度の着実な運用	
(2)	動物取扱業者の責務の徹底	
5	実験動物の適正な取扱いの推進	20
第3章	動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項	21
1	動物愛護及び管理に関する教育の充実	
2	啓発活動の充実・強化	
(1)	県取組	
(2)	市町村との連携強化	22
(3)	関係団体等との連携強化	
(4)	「動物愛護週間」事業の充実	
第4章	動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項	23
1	人材育成	
(1)	大分県動物愛護推進員	
(2)	ネットワークの形成	24
2	動物愛護管理施設等の拡充	
第5章	その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項	25
1	災害時の被災動物救護	
2	特定動物の逸走防止と保護収容等の措置	

第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

1 大分県動物愛護管理推進計画策定の背景

犬・ねこ等の家庭動物は、日々の生活の中で人に潤いと喜びを与え、心を和ませてくれる存在としてその重要性が高まっています。一方、動物の遺棄、虐待事件や不適正飼養に起因するトラブルも発生しています。

このような中で、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）が改正され、国においては、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針を策定すること、都道府県においては、基本指針に即して動物愛護管理推進計画を策定することが定められました。

2 大分県動物愛護管理推進計画策定の目的

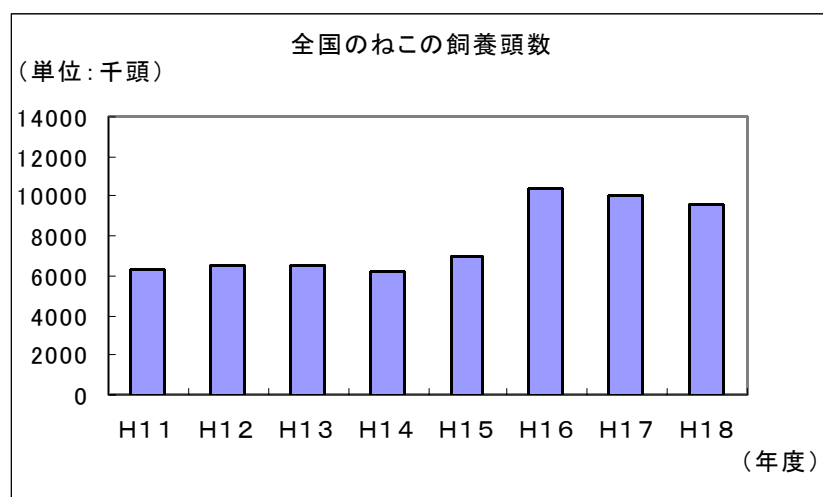
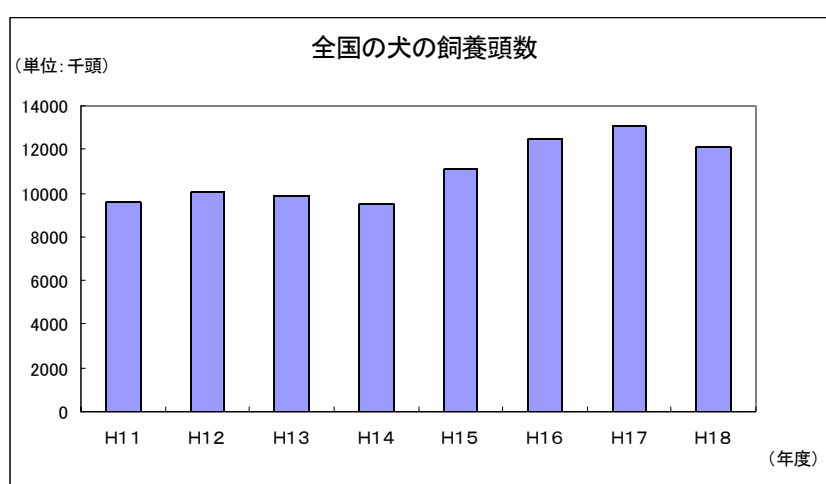
県は、環境省が「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）を平成18年10月に策定したことを受けて、本県の現状や課題を踏まえた上で、今後10年間を見据えた大分県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は動物の愛護及び管理に関する基本目標や数値目標を明確化するとともに、目標達成の手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

3 大分県の動物愛護管理の現状及び課題

(1) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

犬・ねこの全国の飼養頭数は、ペットフード工業会のホームページ（「犬猫飼育率全国調査」）によると、犬は、平成17年に約1,300万頭まで増加し、平成18年は約1,200万頭に減少しています。ねこは、平成16年に約1,000万頭まで増加し、平成18年は960万頭まで減少しています。



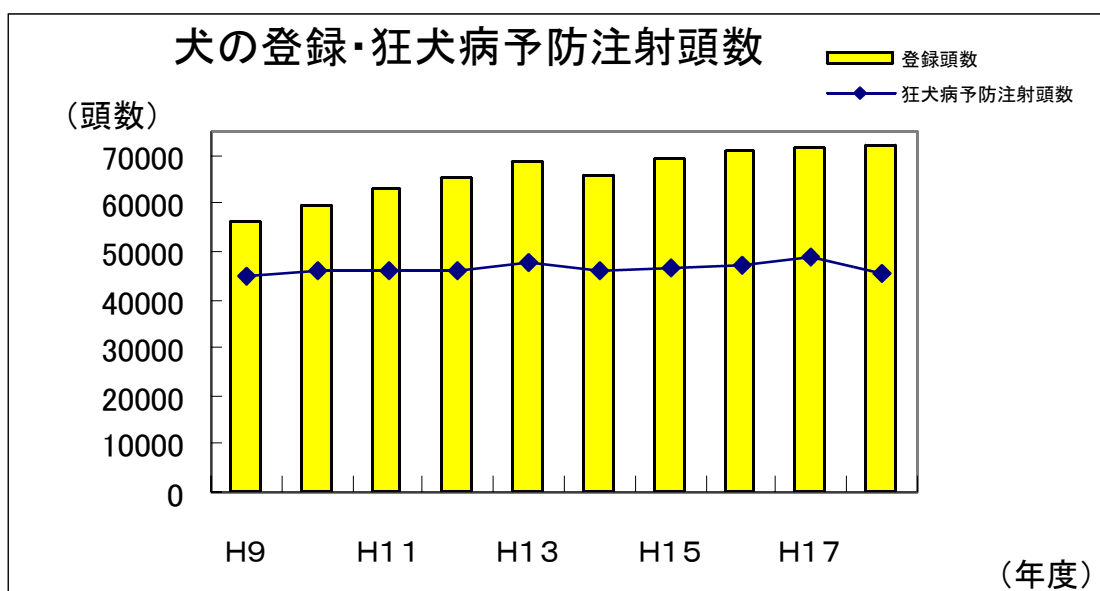
(出典) ペットフード工業会のホームページ「犬猫飼育率全国調査」

本県の犬の登録頭数の過去10年間の年度別推移は、平成9年度の約56,000頭から、増加傾向にあり、平成18年度は約72,000頭となっています。

平成19年10月に実施した動物愛護に関する県民アンケート（以下「県民アンケート」という。）によると、犬を室内で飼養している人は47%で、今後更に室内飼養の増加が見込まれ、未登録犬の増加が推察されることから、登録の啓発・指導の強化を図る必要があります。

また、毎年1回の実施が義務づけられている狂犬病予防注射頭数をみると、登録頭数を大きく下回っています。

平成18年度の狂犬病予防注射頭数は約45,000頭で、実施率は63%にとどまっています。狂犬病予防注射の実施率の向上を図ることが重要な課題となっています。



(2) 犬・ねこの殺処分頭数

平成18年度の犬の殺処分頭数は約2,600頭、ねこの殺処分頭数は約2,700頭、合計、約5,300頭です。

ねこの引取りを始めた昭和62年度からの年度別推移をみると、犬の殺処分頭数が減少傾向にあるものの、ねこの殺処分頭数は、微増傾向にあることから、ねこの飼養者に対する啓発・指導が特に必要となっています。

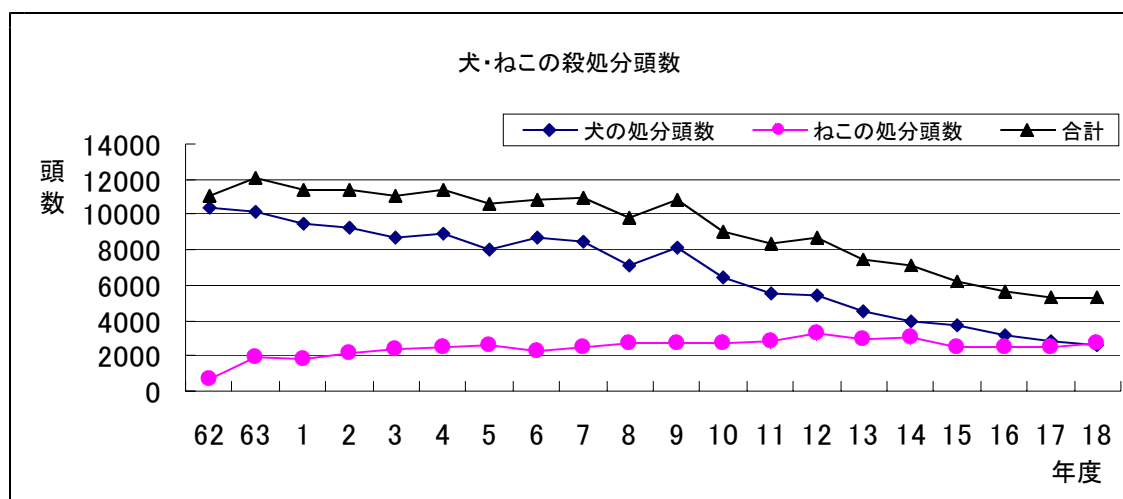
また、平成18年度の犬の捕獲・引取りの内訳は、親犬57%、子犬43%で、ねこの引取りの内訳は、親ねこ24%、子ねこ76%です。犬・ねこを合わせると、子犬・子ねこが全体の58%を占めていることから、子犬・子ねこの対策が特に重要です。

犬は年に2回、ねこは年に2～4回の発情期があることから、飼養放棄又は管理されない不妊手術未実施のメス犬やメスねこに子犬・子ねこが生まれ、保健所に持ち込まれる実態があります。

望まれない子犬や子ねこが生まれるのを防ぐための不妊・去勢の実施やねこの室内又は敷地内での飼養の啓発を図る必要があります。

また、終生飼養ができずに、犬・ねこを遺棄したり、引取りに出す理由は、飼養者が死亡・病気となった場合、転居する場合、犬・ねこが病気になり治療費がかかる場合、鳴き声等の苦情、しつけができずに人を咬んだ場合等様々です。

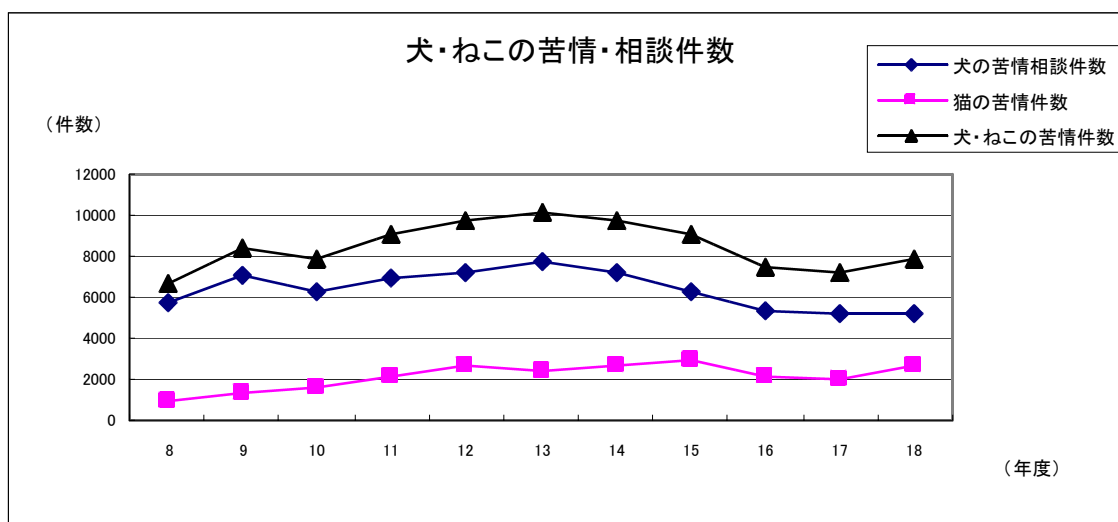
犬・ねこを飼養する前の心構えやしつけの習得等飼養者がその責務を自覚し、適正な飼養を行う必要があります。



(3) 犬・ねこに関する苦情・相談

ア 犬・ねこに関する苦情・相談件数

平成8年度～18年度の犬・ねこに関する苦情・相談件数の年度別推移をみると、犬については、減少傾向、ねこについては、増加傾向にあることがわかります。ねこの飼養に対する指導・啓発の強化が必要です。



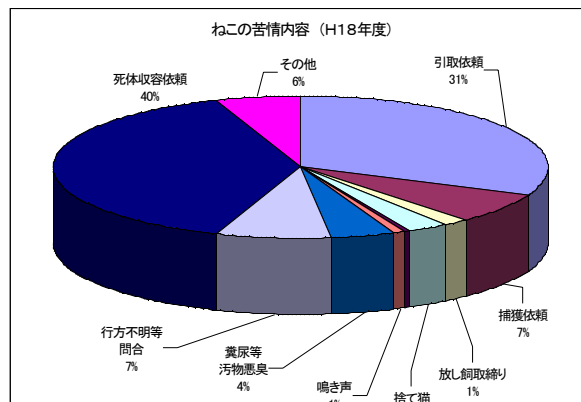
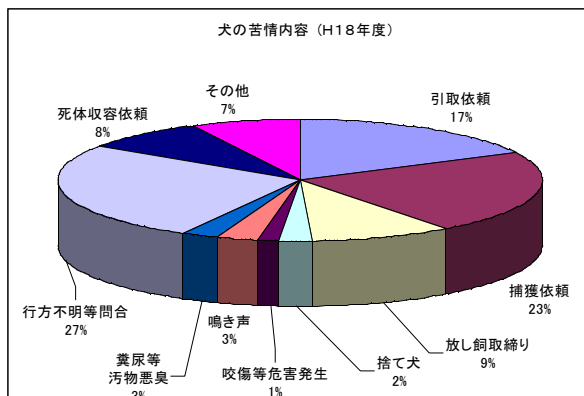
イ 犬に関する苦情・相談内容

平成18年度の犬の苦情・相談内容を見ると、行方不明等の問い合わせ27%、捕獲依頼23%、放し飼いの取締り9%、死体収容依頼8%、捨て犬2%、咬傷事故1%等が全体の70%を占めています。これらの原因は、飼養放棄、放し飼いによるものと思われます。

また、引取り依頼17%は、子犬の引取りの他、犬と飼養者及び家族との関係が悪化し、飼い続けることができなくなった場合が考えられます。

犬と家族が良好な関係を保つためのしつけの方法を家族全員が習得することが重要です。

また、ふん尿等汚物悪臭に対する苦情は3%ですが、放し飼いや散歩中のふんの放置等によるものと考えられます。放し飼いの防止や飼養者のマナーアップが必要です。



ウ ネコに関する苦情・相談内容

平成18年度のねこに関する苦情・相談は、死体收容依頼40%、捕獲依頼7%、行方不明等の問い合わせ7%、ふん尿等汚物悪臭4%、捨て猫3%が全体の61%を占めています。この原因は、ねこが野外で交通事故死したり、畑・庭等をふん尿で汚染する等によるものと思われます。

引取り依頼31%は、子ねこが産まれたことが最大の原因と思われます。

このことから、メスねこの不妊手術の実施やねこを室内又は敷地内で飼うことが重要と思われます。

その他、飼養者のいないねこに一部住民が餌を与えることにより、ねこが増え、地域的にふん尿汚染等の問題を引き起こす場合があります。このような事例は関係者が対策を協議し、不妊・去勢の実施や定期的な清掃等の地域としての取組が必要です。

(4) 犬の咬傷事故

平成18年度の犬の咬傷事故は、60件で、年度別に変動があるものの、全体としては、減少傾向にあります。

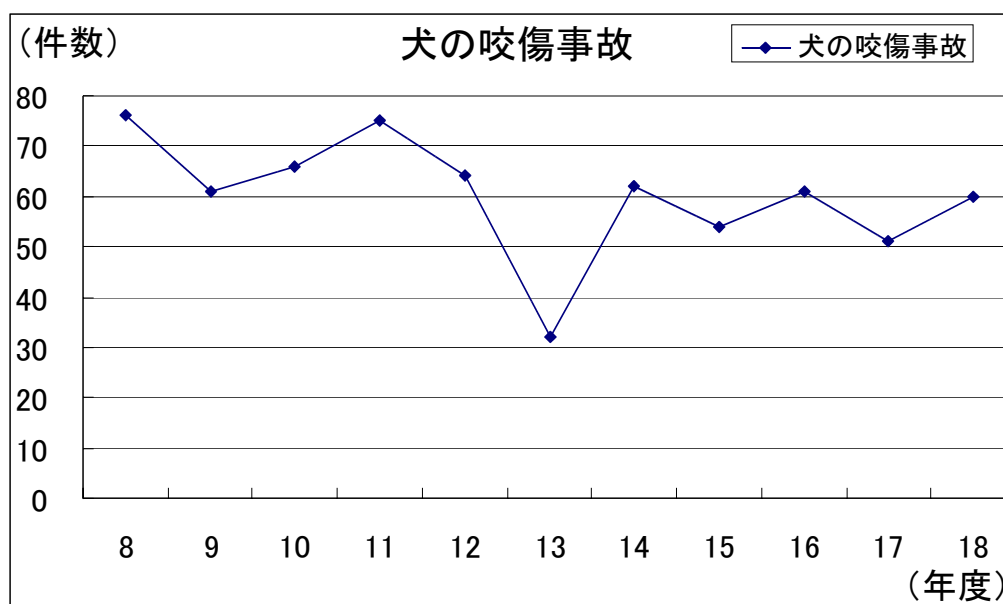
咬傷事故は、放し飼い、けい留中、散歩中等の場面で、犬を飼っている家を訪問した際や通行中等に発生しています。

放し飼いは飼養者に全面的に責任がありますが、けい留ロープが長すぎたり、不意に近づいて事故にあったり、犬同士の争いにまきこまれた等様々な要因によって発生しています。

このことから、放し飼いの禁止、犬のしつけの実施、犬同士がふれあう機会を多くつくる、飼養者のけい留方法の点検、訪問の際の注意、犬の接し方等の啓発を強化し、咬傷事故発生を防止を図ります。

平成12年度、別府市でアメリカン・ピットブルテリアによって飼養者が死亡し、通行人が重症となる咬傷事故が発生しています。

闘犬種や大型犬種の飼養者は特に注意する必要があります。



(5) 大分県動物愛護推進員

平成15年度から3年間にかけて、県は、(社)大分県獣医師会に委託して、動物愛護ボランティアリーダー養成講習会を実施し、受講者を中心に、平成18年度に20人、平成19年度に17人、計37人の大分県動物愛護推進員を委嘱しました。

大分県動物愛護推進員は、次の事業を実施する他、県が実施する各種行事に積極的に参加しています。

今後も、更に地域における動物の愛護及び管理に関する取組の拡がりを進めるために、大分県動物愛護推進員にふさわしい人材の掘り起こしと、人材の養成が重要な課題です。

(平成18年度)

大分県動物愛護推進員の活動	開催回数	参加者
大分市外での休日譲渡会(玖珠)	1	58
大分県動物管理所譲渡会サポート	毎月2回	5~6
アニマル・アクティビティ	5	21
公園のふん放置防止キャンペーン	2	102

(6) その他の課題

前述の課題の他、アンケートや県及び保健所に寄せられた県民の主な意見は以下の内容です。

動物の愛護に関すること

- 動物愛護に関する啓発の推進、広報の充実
- 犬の引取り手数料の有料化
- 犬・ねこの不妊・去勢の助成制度
- 県の「新たな飼い主さがし制度」や譲渡会における譲渡先（もらい手）の審査
- 県の「新たな飼い主さがし制度」や譲渡会で譲渡された犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況の確認
- 大分県動物管理所でのねこの譲渡会開催
- マイクロチップ等の所有明示の推進
- 動物愛護教育の充実
- 福祉・医療への動物の活用
- ドッグラン、ペット同伴施設等動物が利用できる施設の拡充
- ペットと暮らせる集合住宅の拡充
- 動物医療の保険制度、医療費の値下げ（不妊・去勢等）
- 殺処分、実験動物の停止
- 行方不明になった動物の対応指導

動物の管理に関すること

- 動物の適正飼養に関する啓発の推進
- 所有者のいないねこの餌やり
- 動物取扱業の法令遵守（登録・狂犬病予防注射）や購入者への説明
- 遺棄された特定動物の対応

その他動物に関すること

- 県の譲渡関係施設の整備

4 大分県の基本目標及び数値目標

本計画では、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして、動物の愛護及び管理に関する基本目標及び数値目標を次のように定めることとします。

基本目標

- ① 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任もつ。

【数値目標】

犬・ねこの殺処分頭数を10年間で半減させる。

(平成18年度殺処分頭数5,327頭を2,600頭に減少)

- ② 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。

【数値目標】

犬・ねこの苦情・相談件数を10年間で半減させる。

(平成18年度7,871件を3,900件に減少)

- ① 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を増やし、動物を愛する人々が共感をし、協働する。

【数値目標】

大分県動物愛護推進員を10年後に現在の37人から100人にする。

5 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とします。

6 対象地域

本計画の対象地域は、大分県全域とします。

7 進行管理及び見直し

- ・ 本計画の推進にあたっては、毎年度実施計画を策定し、終了時に施策の成果を公表するとともに、県民の意見及び「大分県動物愛護推進協議会」の意見を参考としながら進行管理を行います。
- ・ 国の策定した基本指針の改訂に合わせて、平成24年度に見直しを行います。